ご遺族のための おくやみ手続きガイド

(城南区版)

ご遺族の皆さま、謹んでおくやみ申し上げます。

身近な方が亡くなられた後は、健康保険証や介護保険証の返却のほか、

未支給年金や遺族年金の請求など様々な手続き(申請・届出)が必要となります。

この冊子では、その手続きに必要なものをまとめていますので、どうぞご活用ください。

このガイドは城南区に住所があった方がお亡くなりになった場合のものです。

城南区以外の方は、住所があった市区町村の窓口へお問い合わせください。

城南区役所での手続きは、「ご遺族サポート窓口」をご利用ください。

ご遺族サポート窓口では、多岐にわたる区役所での手続きについて ご遺族の方々が少しでも負担なくスムーズに進めていただけるよう 主な申請書類を準備し、担当の窓口をご案内しています。

まずは お電話を

092-833-4014

受付時間

平日 午前9時~午後5時 (土・日・祝日および年末年始を除く。)

「おくやみ手続きガイド」「おくやみ手続き申請書一括作成シート」の ダウンロード、手続きに関する情報はこちら



城南区 おくやみ手続き

検索

令和6年度



おくやみ手続きガイド

目 次

		ページ
1 3	ご遺族サポート窓口のご案内	1
2 [‡]	成南区役所での手続き	2
3 1	冨岡市役所関係の手続き	7
4	その他機関等での手続き	10
5	その他	
(1)	よくある質問	14
(2)	法定相続情報証明制度について	15
(3)	相続税について	16
(4)	委任状に関するご案内(様式)	17
(5)	城南区役所庁舎案内図	19
(6)	城南保健所庁舎案内図	20
(7)	城南区役所内のお問い合わせ先	22

1 ご遺族サポート窓口のご案内

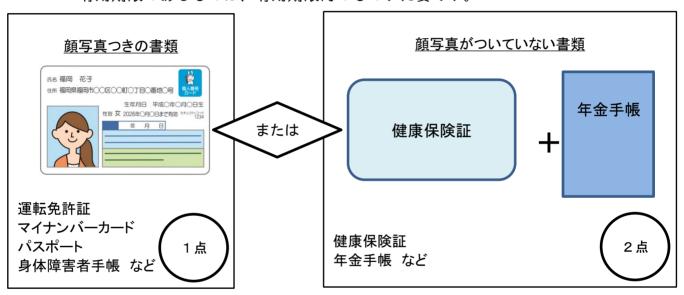
◆ご利用の流れ

- 1. 電話予約(原則予約制)
 - ・最初に「ご遺族サポート窓口」にご連絡ください。 区役所での必要な手続きを確認し、ご準備いただくものなどをご案内します。
 - ・区役所の各窓口の受付は、午後5時 | 5分に終了します。 当日中に手続きが完了しない場合がありますので、ご了承ください。
 - ・<u>城南区役所以外に死亡届を提出された場合</u>、住民票に記載されるまで 7~ I O 日程度かかりますので、それ以降に区役所にお越しいただくことをお勧めします。

2. 予約当日

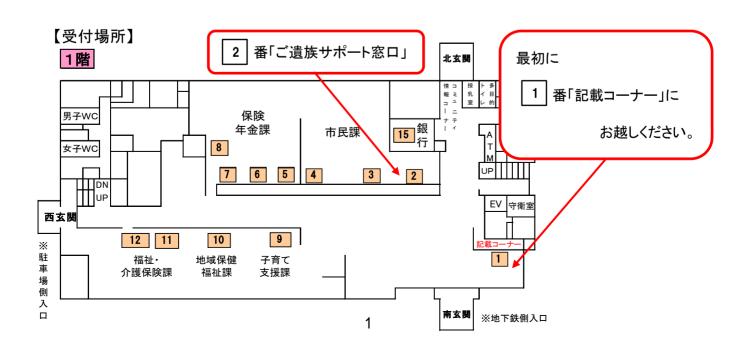
【ご準備いただくもの】

(1)窓口にお越しになる方の本人確認書類 有効期限のあるものは、有効期限内のものが必要です。



(2) 手続きに必要なもの

おくやみ手続きガイド(2~6ページ)をご確認ください。 各種証明書(戸籍謄本、住民票等)の取得には、委任状が必要な場合があります。



2 城南区役所での手続き

※お越しの際には、本人確認書類(1ページ参照)を忘れずにお持ちください。

		* + 1 17/1		- 1 - 1 - 1) H221 1 1 ± ± 5	I
	チェック	亡くなった万か	手続き〈様式番号〉	届出する人	こ準備いたたくもの	燚口
₩ ————————————————————————————————————		15歳以上の方が3人以上の世帯の 世帯主だった	世帯主変更届<101>	新世帯主	口 委任状(代理人の場合)	③ 市民課
比熊		マイナンバーカードを持っていた通知カードを持っていた	返納不要		相続などの手続きでマイナンバーが 必要な場合があります。	TEL 092-833-4017
	ָ ֪֖֞֞֞֞֞					
●	<u> </u>	国民健康保険(国保) または後期高齢者医療に加入していた	□保険証の返却<201> □送付先変更届 <202/204>	相続人代表者(*1)	ロ 保険証 ロ 国民健康保険の方は、世帯主及び 亡くなった方のマイナンバー	(5)
康保险•		各種認定証を持っていた 限度額適用認定証 限度額・標準負担額減額認定証 特定疾病療養受療証	各種認定証の返却	特に指定はありません	□ 限度額適用認定証 □ 限度額·標準負担額減額認定証 □ 特定疾病療養受療証	TEL 092–833–4123
福岡市		葬祭を行った	葬祭費の申請	報	ロ 喪主の口座番号が分かるもの ロ 会葬礼状または埋火葬許可証 (喪主及び亡くなった方の氏名が	<留意事項> □代理人が来庁する場合に ご準備いただくもの
医療					記載されているもの) ※右記⑤欄<留意事項>参照	口喪主からの委任状 口喪主の身元確認書類
實助	$\frac{2}{\Box}$				口 加入者全員の保険証 ロ	の写し
成制		国民健康保険の世帯主だった	世帯主変更<201>	半中垛	□ 加入者全員のマイナンハー□ キャッシュカード または銀行通帳及び銀行口座登録印	口喪主が法人の場合に ご準備いただくもの
īĶ	°	上記以外の健康保険に加入していた	加入してい	加入している健康保険の保険者へお問い合わせください。	5問い合わせください。	口社員証等法人の使者 であることが確認でき
		家族を扶養していた	国民健康保険の加入	扶養から外れ、 国民健康保険に加入 が必要な方	□ 健康保険資格喪失証明書 □ 加入者全員のマイナンバー □ キャッシュカード または 銀行通帳及び銀行口座登録印	るもの
	4	医療費助成制度を受けていた			□ 障がい者医療証	
		ひとり親家庭等医療証を持っていた	各種医療証の返却<207>	特に指定はありません	□ ひとり親家庭等医療証 □ ユゾ± 医逸記	
		子ども医療証を持っていた			口 丁COM原	
	22	18歳未満の児童を養育する 父または母など	ひとり親家庭等医療証の申請	児童の養育者(*2)	□ 対象者全員の保険証 □ 対象者全員の戸籍謄本 等	

	9				口国民健康保険世帯主または	(1) 保险年金運
		国民健康保険(国保) または	高箱疮養費申請	相続人代表者(*1)	相続人代表者の通帳 〇(国保の場合)医療機関の領収書が 必要な場合があります 〇戸籍謄本等が必要な場合があります	(人) (給付係) TEL 092-833-4121
		後期局齢者医療に加入していた方で、 高額療養費(*3)の払い戻しが 必要な方		(国保の場合は国保新世帯主)	く代理人が来庁する場合> □国民健康保険の世帯主の被保険者証 □国民健康保険の世帯主の被保険者証 が提示できない場合や相続人代表者の 代理人の場合は委任状及び委任者の 身元確認書類の写し	
				仕卦を同じ / アハナ	口 亡くなった方の年金証書	四條在令譜
		国民年金を受給していた	未支給年金請求	エピー () () () () () () () () () (□ 請求者となる方の預金通帳□ 戸籍謄本、住民票等※右記⑥欄<留意事項>参照	(6) (国民年金孫) TEL 092-833-4125
年金	$\frac{5}{2}$	国民年金に加入していた	遺族基礎年金請求	配偶者・子	# + < 4 < 4 < + < + < + < = [<留意事項> 年金の種類・請求者ごとに 必要書籍が開たいますのが
		※厚生年金や共済年金、恩給等も	寡婦年金請求	嵌	ロートくよっ7cカの午毎千帳 ロートくなった方の年金証書 ローラ祭蝶士 ウロモ	おな言ながれてのことに、6番窓口で「相談ください。マイナンバーが確認できる
		あわせて受給していた場合は 下記もご確認ください。	死亡一時金請求	生計を同じくしていた 2親等内の血族 (*優先順位あり)	ロ ア精脂や、はた売寺 ※右記⑥欄<留意事項>参照	場合、添付書類の一部を省略できる場合があります。
	ლ 	同件在今左码約一万八十	未支給年金請求	生計を同じくしていた。報等中の報体	□ 亡くなった方の年金証書 □ 請求者となる方の預金通帳	お近くの年金事務所 下記の年金ダイヤルへ
		年工十五亿文和している	遺族厚生年金請求	3祝寺内の初展 (*優先順位あり)	□ 戸籍謄本、住民票等 □ 死亡診断書 ※右±記⑥欄<留意事項>参照	お問い合わせください。 TEL 0570-05-1165
	4	共済年金を受給していた		各共済組合へ	へ直接お問い合わせください	
	2	恩給を受給していた	総務	総務省恩給相談窓口:TEL 0	03-5273-1400へ直接お問い合わせください	\h.
	9	企業年金を受給していた	各企業年金基金等また	こけ企業年金連合会(年)	各企業年金基金等または企業年金連合会(年金相談室):TEL 0570-02-2666へ直接お問い合わせください	問い合わせください
J			<様式番号>:おくやみ	おくやみ手続き申請書様式一覧(6ページ)の番号	(6ページ)の番号	

^{*} 用語説明 1 相続人代表者・・・・法定相続人のうち、各種手続きの通知先として法定相続人を代表していただきます。所有権や相続割合等を決めるものではありません。 2 養育者・・・・児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する方。 3 高額療養費・・・高額な医療費を支払った場合、一定の自己負担限度額を超えた分が支給されます。

2 城南区役所での手続き

; ※お越しの際には、本人確認書類(1ページ参照)を忘れずにお持ちください。

	Į					l	
障がい	²	□ 精神障害者保健福祉手帳□ 自立支援医療受給者証(精神通院医療)□ 障がい福祉サービス受給者証(精神障がい)□ 地域生活支援事業受給者証□ 福祉乗車券	手帳, 受給者証等の返却 〈506/507〉 福祉乗車券の返却	特に指定はありません	□ 手帳・受給者証 □ 福祉乗車券(交通用福祉ICカード、 タクシー助成券)	保健所 階	(4)番窓口 (精神保健福祉係) TEL 092-831-4209
	е П	□ 小児慢性特定疾病医療受給者証	手帳, 受給者証等 の返却<501>	特に指定はありません	【指定難病・肝炎について】 医療費を還付請求中の方は、 別途書類等が必要な場合があります	四 健康	②番窓口
		□ 特定医療費(指定難病)受給者証□ 肝炎治療受給者証	手帳, 受給者証等 の返却<502/503>	特に指定はありません	ので、右記の②番窓ロへお問い合わせください。	監	(唯康・泌末北対政権) TEL 092-831-4261
枚螺	٥	47.7. 井子叫工书数年四年	葬祭料の請求〈504〉	葬祭を行った人	□死亡を証する書類(死亡診断書等) □被爆者健康手帳 □各種手当証書	保 雙 压 遭	2)番窓口
柵		(放) 禁 中原 大 市 で た い い に は は は は は は は は は は は は は は は は は	受取人変更届 (各種手当の支給を受けていた人)	相続人代表者(*1)	□任氏票(除票)□銀行通帳※上記以外の書類等も必要な場合がありますので、右記へお問い合わせください。	2健康課	(健康·愍梁振为策係) TEL 092-831-4261
捉令		市県民税の納税義務者だった	市県民税納税通知書 送付先の変更	相続人	□ 相続人であることがわかる書類が必要 な場合があります (戸籍謄本、遺言書など)	26	課税課 (市民税係) TEL 092-833-4032
排		市内の土地・家屋の所有者	固定資産税・都市計画税 納税通知書送付先の変更	相続人	□ 相続人であることがわかる書類が必要な場合があります□ 納税通知書□ 銀行通帳□ 銀行登録印□ 銀行登録印	27	課税課 (固定資產稅土地係) TEL 092-833-4036
か ら套		相続・遺言について相談したい	司法書士相談(無料) など	(対象) 福岡市内に住む人、 または通勤する人	右記へお問い合わせください (事前予約が必要です)	(21) P) 市民相談室 (企画振興課) TEL 092-833-4010
ご無製	5	改葬について (遺骨を城南区内の墓地・納骨堂から別の墓地等へ移したい)	旦堤辇稅	墓地や納骨堂の 使用者	いさがかせください	34)) 生活環境課 (環境衛生係) TEL 092-833-4087
] 		<様式番号>:おくやみ	おくやみ手続き申請書様式一覧	覧 (6ページ)の番号		

* 用語説明

¹ 相続人代表者・・・法定相続人のうち、各種手続きの通知先として法定相続人を代表していただきます。所有権や相続割合等を決めるものではありません。2 養育者・・・児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する方。4 高額介護サービス・・・高額な介護サービス費を支払った場合、一定の自己負担限度額を超えた分が支給されます。

おくやみ手続き申請書様式一覧(城南区役所)

番号	様式名	所管
101	住民異動届・住民申出書 ※世帯主変更届	市民課
102	住民票の写し等・印鑑登録証明書交付申請書 ※住民票の除票の申請	市民課
103	戸籍証明書等の交付申請書	市民課
201	国民健康保険被保険者異動届(資格喪失,適用終了)	保険年金課
202	国民健康保険送付先変更(解除)届	保険年金課
203	国民健康保険葬祭費支給申請書兼領収書	保険年金課
204	後期高齢者医療 被保険者証等送付先変更申請書	保険年金課
202) 後期高齢者医療葬祭費支給申請書	保険年金課
206	委任状[後期高齡者医療制度用]	保険年金課
207	医療費助成対象者資格変更(喪失)届出書兼交付申請書	保険年金課
301	介護保険高額介護(予防)サービス費支給申請書・総合事業高額介護予防サービス費相当事業費支給申請書	福祉·介護保険課
302		福祉·介護保険課
501	501 小児慢性特定疾病医療受給者証返納届	健康課
505	特定医療費(指定難病)受給者証(送付先変更・返納)届 ※医療費の還付請求中の方のみ申立書	健康課
503	肝炎治療受給者証(変更·返納)届	健康課
504	葬祭料支給申請書【被爆者用】	健康課
202	受取人変更届(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律)	健康課
506) 精神障害者保健福祉手帳返納届	健康課
507	自立支援医療(精神通院)受給者証返納届	健康課
	・ サー・・ペント 計事 14 まく ・ むしし しょうか 17 から 11 サーフ・・クス サイナニナー	

*死亡に伴う申請書様式の一部です。複写式のものなど窓口でのみ配布している様式もあります。 *福岡市城南区役所ホームページに申請書様式(PDF形式)や申請書一括作成シート(EXCEL形式)を掲載しています。 (ホームページ:福岡市城南区>くらしの情報>死亡)

3 福岡市役所関係の手続き

せ先	公社 -	2562	.2561	.0901			4598 =	2課 1604 i
問い合わせ先	福岡市住宅供給公社 市営住宅センター	業務課業務係 TEL 092-271-2562	募集課募集係 TEL 092-271-2561	業務課調査係 TEL 092-271-0901		住宅都市局 住宅計画課	TEL 092-711-4 福岡市役所3階	財政局資產課税課 (軽自動車税係) TEL 092-292-1604 博多区役所9階
ご準備いただくもの		右記へお問合わせください。	右記へお問合わせください。 退去予定日の連絡(15日前まで)、 退去検査の立会いが必要です。	右記へお問合わせください。			住宅を相続された方 右記へお問合わせください	ロナンバープレート ロ 車台番号のわかるもの (自賠責保険証明書など) ロ 相続人であることがわかる書 類が必要な場合があります
届出する人		同居者	ご家族の方 等	入居者			住宅を相続された方	相続人
手続き		市営住宅入居承継承認申請	市営住宅返還	市営住宅同居者異動届		福岡市空き家バンクへ登録 (任意)	被相続人居住用家屋等 確認申請書	登録内容の変更
亡くなった方が	市営住宅の 入居者(名義人)だった	同居者が入居の承継をする	市営住宅を退去する	市営住宅に入居する 同居者だった	戸建住宅を所持していた	相続した住宅(空き家)の売却 又は賃貸を考えている	相続した住宅(空き家)を売却し、 譲渡所得の税控除を受けたい (空き家の譲渡所得の 3,000万円特別控除)	原動機付きバイク(125cc以下)を 持っていた
チェック								
	L į	n 生			4	年 名(李	北종)	原付バイク

3 福岡市役所関係の手続き

問い合わせ先		自己搬入ごみ 事前受付センター TEL 092-433-8234 月~土8:30~16:00 ※日曜日、1/1~1/3休み	福岡市事業用環境協会 TEL 092-432-0123 平日9:00~17:00 ※土・日・祝日は休み	福岡市水道局	お客さまセンター TEL 092-532-1010	月~金8:45~17:30 土 9:00~17:00	日·祝·年末年始 休み	道路下水道局 下水道料金課	TEL 092-711-4507 福岡市役所6階
ご準備いただくもの		右記へお申込みください。 ※福岡市ホームページに ※インターネット受付あり	右記へお問い合わせください。		右記へ電話でご連絡ください。	右記へ電話でご連絡ください。	右記へ電話でご連絡ください。	右記へお問合わせください。	右記へお問合わせください。
届出する人		ごみを持ち込む方	収集を依頼する方			ご家族の方 等		ご家族の方 等	ご家族の方 等
手続き	は処理しきれないとき	自己搬入ごみ事前受付センターに申込	福岡市が許可した収集業者に運搬・処分を依頼		名義人・料金支払方法 変更の連絡	使用中止の連絡	世帯人数変更の連絡	使用者・世帯人数 変更の連絡	下水道事業受益者変更届
亡くなった方が	ごみについて, 通常のごみ出しでは処理しきれない	自分で処理施設へ持ち込む	収集業者に依頼する	水道を使用していた	名義人を変更する	だった 使用を中止する	井戸水を併用していた	井戸水のみを使用していた	下水道受益者負担金を納付中 または猶予中だった
チェック									
	Ĵ	14			4 K	—— 大			

温园		市立霊園の利用者だった	川用者だった	利用者の変更 (利用権承継申請)	新しい利用者	右記へお問い合わせください。	市立霊園窓口 TEL 092-711-4869 福岡市役所4階
	[
×		大の飼い主だった	王だった				
		新しい飼い主の住所	福岡市内	所有者の変更 (登録事項の変更)	新しい飼い主	右記へ電話でお届けください。 ロ犬の登録番号	東部動物愛護管理 センター TEL 092-691-0131 家庭動物啓発センター TEL 092-891-1231
			福岡市外	所有者の変更 (登録事項の変更)	新しい飼い主	右記へお問合わせください。 ロ 犬の登録番号	新しい飼い主の住所地の 市区町村役場
#	Ę	# 6 + 5 4	7 % 7 1 1 6				
顺 茎]	福岡市内の震地の所有者だった	の所有者だった			右記へお問合わせください。	
<u> </u>			福岡市西区以外	農地法第3条の3第1項の規定 による届け出	農地を相続された方	※福岡市のホームページから、 届出様式がダウンロードできま	
		所在地	福岡市西区			व 。	西部出張所 TEL 092-806-9435
株林	<u> </u>	福岡市内の森林(※)の 所有者だった	森林(※)の だった			ロ 森林の土地の所有者届出書 ※ 福岡市のホームページから様 式がダウンロードできます。	農林水産局
		※福岡県地域森林計画の 対象森林 (右記の森づくり推進課に お問令サイださい)	(森林計画の 森林 くり推進課に イジュン	森林の所有者届	森林を相続された方	図、土地の登記事項証明 ど権利を取得したことが る書類 者となった日から90日以	森づくり推進課 TEL 092-711-4846 福岡市役所14階
	_	I I S				内に届け出	
出地							出帝,4 帝人克姆斯
・子育て応		生後5か月未満のお子様の 保護者で、出産・子育て応援 事業による出生後の給付金の 申請をしていない	茜のお子様の E・子育て応援 後の給付金の ていない	出産・子育て応援事業による 出生後の給付金の申請	児童の養育者(*)	コールセンターへお尋ねください。	世界 1 1 7 15 25 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4
翔		- H		1	- 1		
		* 本質者・・・ 日間ノ門 一一		「とか配漏」 たし ケーケーサを結ばすべた。	ギャイ ト		

*養育者・・・児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する方。

4 その他機関等での手続き

)取得できますが、 にお問い合わせくださ ミす。		加入していた 生命保険会社 又は代理店	郵便局	加入していた 損害保険会社 又は代理店
手続きに必要な書類の中には区役所で発行できるもの(戸籍、住民票・税に関する証明書等)があるため、 各契約会社等にお問い合わせいただいてから区役所にお越しになると手続きが進みやすくなります。 「戸籍謄本等については、申出により原本を返却される場合がありますので、各契約会社等にご確認ください。 「戸籍、住民票、印鑑証明書等 : 各区役所市民課、早良区入部出張所、西区西部出張所、 証明サービスコーナー(福岡市役所1階、博多駅中央街、東区なみきスクエア1階)で取得できます。 ※自勉な利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンパーカードをお持ちの方はコンビニエンスストアでも取得できますが、 ※自効な利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンパーカードをお持ちの方はコンビニエンスストアでも取得できますが、 ※コンビニ交付で請求できるのは利用者の最新情報が記載されたもののみです。 「医役所納税課(博多区は2階、証明発行コーナー)、入部・西部各出張所、 「民登所納税課(博多区は2階、証明発行コーナー)、入部・西部各出張所、 「年間明サービスコーナー(東区なみきスクエア1階)、天神証明サービスコーナー(市役所1階)で取得できます。 ※第ロにより、一部取扱をしていない場合があります。事前にお問い合わせください。	ご準備いただくもの	□保険金請求書□保険証券□戸籍謄本□死亡診断書等※保険会社・契約内容等によって必要書類は異なります。	□保険金請求書□保険証書□戸籍謄本、被保険者の除籍抄本□死亡診断書、入院証明書等□印鑑※契約内容等によって必要書類は異なります。最寄りの郵便局にご確認ください。	口亡くなった方の死亡の記載のある戸籍口相続人との関係がわかる戸籍謄本等※保険会社・契約内容等によって必要書類が異なります。
を受所で発行できるもの(戸筆) いただいてから区役所にお起いただいてから区役所にお起いたり原本を返却される場合が出出。 所は発育、西区西部出張所、 市鑑登録証」の提示が必要 正明書が搭載されたマイナン のは利用者の最新情報が記 ま等: 、証明発行コーナー)、入部 東区なみきスクエア1階)、天 はがない場合があります。事 はがかかります。	手続き	死亡保険金の請求 入院給付金の請求 等	死亡保険金の請求 入院給付金の請求 等	名義変更・解約 等
○手続きに必要な書類の中には区役所で発行できるもの(各契約会社等にお問い合わせいただいてから区役所に ら戸籍謄本等については、申出により原本を返却される場 ○戸籍、住民票、印鑑証明書等 : 各区役所市民課、早良区入部出張所、西区西部出張 証明サービスコーナー(福岡市役所1階、博多駅中央 ※印鑑証明書の交付には、「印鑑登録証」の提示が必 ※有効な利用者証明用電子証明書が搭載されたマイ 住民登録地や本籍地が福岡市以外の方については ※コンビニ交付で請求できるのは利用者の最新情報が の所得証明書、固定資産評価証明書等 : 区役所納税課(博多区は2階、証明発行コーナー)、7 千早証明サービスコーナー(東区なみきスクエア1階) ※窓口により、一部取扱をしていない場合があります。 〇証明書の発行には所定の手数料がかかります。	亡くなった方が 契約・所有していた	生命保険等	簡易保険	損害保険等
手続きに係る証明書等について〇〇〇〇〇十名同に、所証を言える。※常区下次即	チェック	★金甲級	市	

			□ 亡くなった方の出生~死亡までの戸籍謄本	
預告金	預貯金口座等	口座解凍手続き	口相続人の戸籍謄本 口相続人の印鑑証明 等 ※金融機関・取引状況等によって必要書類は 異なります。	各金融機関等
·	株式等	名義変更		証券会社等
	国債 (戦没者弔慰金)	記名変更價速金受領	□ 国債(又は証券保管証書) □ 記名者の死亡を証明できる戸籍書類 □ 記名者と相続人の戸籍上の関係が証明できる 戸籍 □ 印鑑	償還金支払場所 又は 証券保管証書に記載の郵便局
		自動車税に関すること	税金(自動車税)については、右記へお問い合わせください。	福岡県西福岡県税事務所福岡市中央区赤坂1丁目8番8号福岡西総合庁舎3階・4階TEL 092-735-6214
、ベイク	事通自動車	名義変更等に 関すること	普通自動車の名義変更等については、右記へお問い合わせください。 ※毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されます。名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。	九州運輸局 福岡運輸支局 福岡市東区千早3丁目10番40号 TEL 050-5540-2078 ※自動音声案内の際に 「037」を押してください。
	軽自動車 (三輪・四輪)	夕 李亦由	事前に右記へお問い合わせください。 ※6年4月1日昭在の昨ち老(休田老)1-開設され	軽自動車検査協会 福岡主管事務所 福岡市東区みなと香椎4丁目3番37号 TEL 050-3816-1750
	125ccを超えるバイク (二輪)	古裁を文またにな廃車	※母ヰヰカーロ・光はいの別に有もいたが自いに訴死とれたます。名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。	九州運輸局 福岡運輸支局 福岡市東区千早3丁目10番40号 TEL 050-5540-2078 ※自動音声案内の際に 「037」を押してください。

4 その他機関等での手続き

チェック	亡くなった方が 契約・所有していた	手続き	ご準備いただくもの	問い合わせ先
	国税関係	相続祝寺続き 所得税・消費税 申告手続き	事前に右記へお問い合わせください。	西福岡税務署 福岡市早良区百道1丁目5番22号 TEL 092-843-6211
	不動産	土地·家屋等 相続登記	□登記申請書 □戸籍謄本 】 法定相続情報一覧図(p.15) □除籍謄本 】 でも代用できます。 等	(不動産が城南区所在の場合) 福岡法務局 西新出張所 福岡市早良区祖原14番15号 TEL 092-831-4114(代表)
	演言書	検認·開封	申立先は、被相続人の住所地の家庭裁判所 □遺言原本 □申立人の戸籍謄本 □遺言者の除籍謄本	
	相続放棄	相続放棄	相続放棄は、相続を知った日から3カ月以内に、被相続人の住所地の家庭裁判所へ申し立てる必要があります。相続放棄には2種類があります。・相続放棄・保施、・限定承認(引き継いだ財産の範囲内で負債も含めて相続します。相続人全員の合意が必要です。)	福岡家庭裁判所 福岡市中央区六本松4丁目2番4号 TEL 092-981-9605 (家事受付·手続案内係)
	固定電話 (NTT西日本)	名義変更 (電話加入権の継承届) 解約	右記に連絡し、手続きを行ってください。	(NTT西日本の場合) 局番なし116 携帯電話からはTEL 0800-2000116
	固定電話 (NTT西日本以外)	名義変更·解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
	携帯電話	名義変更·解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
J				

簡何	 インターネット	名義変更·解約	右記に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
以・だっ	NHK受信料	名義変更・解約	右記に連絡し、手続きを行ってください。	NHK受信契約フリーダイヤル TEL 0120-151515
< · z	電気・ガス料金等	名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
エス街	運転免許証	返納手続き	□ 運転免許証 □ 名義人の死亡を証明できる書類 (死亡診断書、死亡検案書、戸籍謄本等)	最寄りの警察署運転免許試験場
	パスポート	返納手続き	ロパスポート ロ名義人の死亡を証明できる戸籍謄本等	福岡県パスポートセンター 福岡市中央区天神1丁目1番1号 アクロス福岡3階 TEL 092-725-9001
	クレジットカード	以越	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
	ケーブルテレビ	名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社

(1) よくある質問

- Q:死亡届は提出したので、他の手続きは何もしなくてもよいですか?
- A: 多くの方の場合、他にも手続きが必要となります。詳しくは、2ページ以降をご覧く ださい。

<他に必要となる主な手続き>

健康保険:国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証の返却

※ 上記保険に加入されていた場合は、葬祭費の請求手続きもあります。

介護保険:介護保険被保険者証の返却(お持ちの方)

※ 65歳以上の方は、介護サービスの利用がなくても保険料関係の手続きが必要

です。

年金関係:年金を受給されていた方は、未支給年金請求等の手続きがあります。

年金受給前でも、死亡一時金等の請求ができる場合があります。

税金関係:亡くなった方の状況により、お手続きが必要な場合があります。

Q:年金関係の手続きは、区役所でできますか?年金事務所での手続きですか?

A: 受給されていた年金の種類により、区役所でお手続きいただける場合と、年金事務所 でのお手続きとなる場合があります。

- ※ 詳しくは、お近くの年金事務所(お電話でのお問い合わせは、年金ダイヤル 【電話】0570-05-1165)にお尋ねください。
- Q:亡くなった人の保険証などが見つからないのですが、手続きはできますか?
- A: 証書類に不足がある場合は、状況にあわせてご案内いたします。

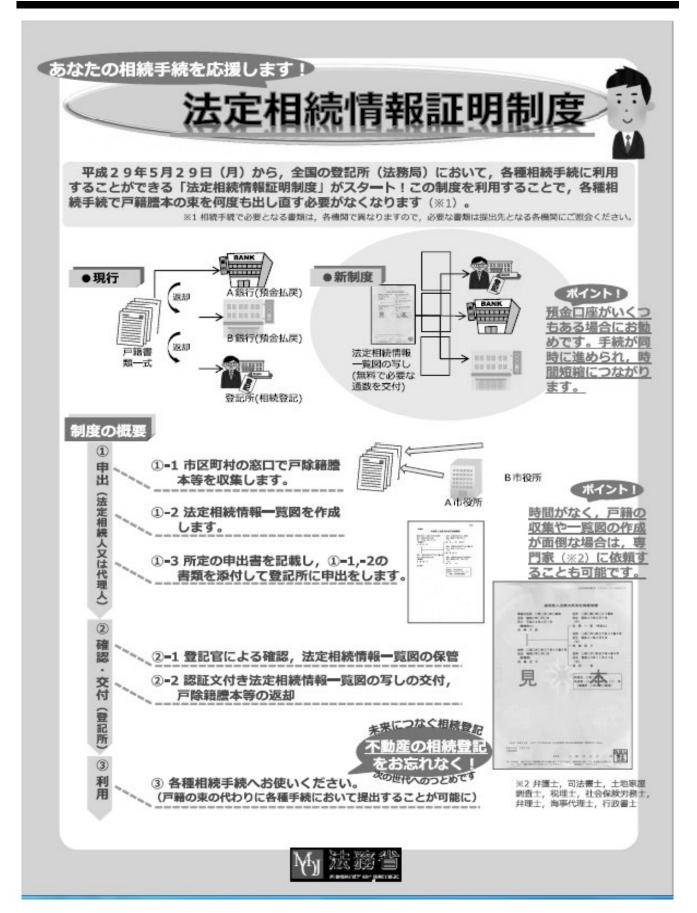
記載されているもので事前に準備いただけなかったものがある場合は、手続きの際に 窓口でお申し出ください。

- Q:手続きに「死亡の記載のある戸籍が必要」と言われました。すぐに取得できますか?
- A:「どこの市区町村役場に死亡届を提出されたか」と、「亡くなられた方の本籍地が どこか」によって、取得できるまでの日数が変わってきます。

「死亡届を提出された役所」と「本籍地の役所」が同じでも、戸籍の記載が終わるまでに $2 \sim 3$ 日程度かかります。また本籍地が遠方の場合は、1週間 ~ 1 0日程度かかることもあります。

※ 詳しくは、死亡届を提出された役所または本籍地の役所にお尋ねください。

(2) 法定相続情報証明制度(法務省からのお知らせ)



(お問い合わせ先) 福岡法務局 西新出張所 TeL092-831-4114(代表)

(3) 相続税について

相続税は、亡くなられた方から相続や遺贈によって取得した財産及び相続時精算課税の適用を受けて贈与により取得した財産の価額の合計額(債務などの金額を控除し、相続開始前3年以内の贈与財産の価額を加算します。)が「遺産に係る基礎控除額」を超える場合にその超える部分(課税遺産総額)に対して、課税される税金です。

遺産に係る基礎控除額 = 3,000万円 + (600万円×法定相続人の数)

相続税が課される場合、財産を取得された方は、<u>亡くなられたことを知った日(通常は亡く</u>なられた日)の翌日から10か月以内に、税務署に申告と納税をする必要があります。

詳しくお知りになりたい方は、次の相談窓口等をご利用ください。



〇 国税庁ホームページ

国税庁ホームページ(http://www.nta.go.jp)には、相続税の概要を説明したリーフレットや、相続税の具体的な計算方法、特例の内容、申告書の記載内容など、様々な情報を掲載しています。

また、よくある質問を集めた税に関するインターネット上の相談室「タックスアンサー」もご利用いただけます。

〇 電話相談センター(国税局税務相談室)

最寄りの税務署へお電話いただきますと、自動音声によりご案内いたします。

「税金に関する一般的なご質問やご相談(1)」を選択した後、相続税についてのご相談の場合は(3)を選択すると、「電話相談センター」(国税局税務相談室)につながり、職員が相談をお受けします。

〇 税理士情報検索サイト

税に関する相談や申告書の代理作成等の税理士業務は、有償・無償を問わず、税理士、税理士法人以外の者が行うことはできません^(注)。

税理士等をお探しの方は、日本税理士連合会ホームページ内「税理士情報検索サイト」 (https://www.zeirishikensaku.jp) で、税理士等の検索が可能となっています。

(注) 弁護士(弁護士法人) は、所属弁護士会を経由して国税局長に業務を行う旨を通知することにより、税理士業務を行うことができます。

(最寄りの税務署)

西福岡税務署

〒814-8602 福岡市早良区百道1丁目5番22号 Tm.092-843-6211

≪開庁時間≫ 8:30~17:00〔土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日から1月3日)を除きます。〕

(4) 委任状に関するご案内

各種申請を相続人等の代理の方が行われる場合、委任状が必要です。

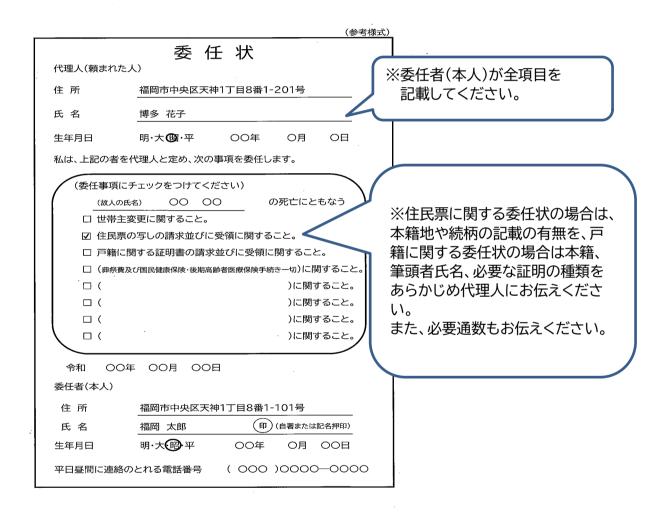
【**委任状の様式について**】 ※委任状は任意の様式でも有効です。

- ○記載例は市民課に住民票の写しなどを請求する場合です。
- ○他の課で利用されるときは委任事項欄に委任内容を追加記入してご利用ください。

例 年金手続き一切に関すること 障がいの手続き一切に関すること

上記例示以外で使用する場合は、事前に手続きを行う窓口にお問い合わせください。

○税務証明交付申請用委任状様式は福岡市のホームページからダウンロードできます。

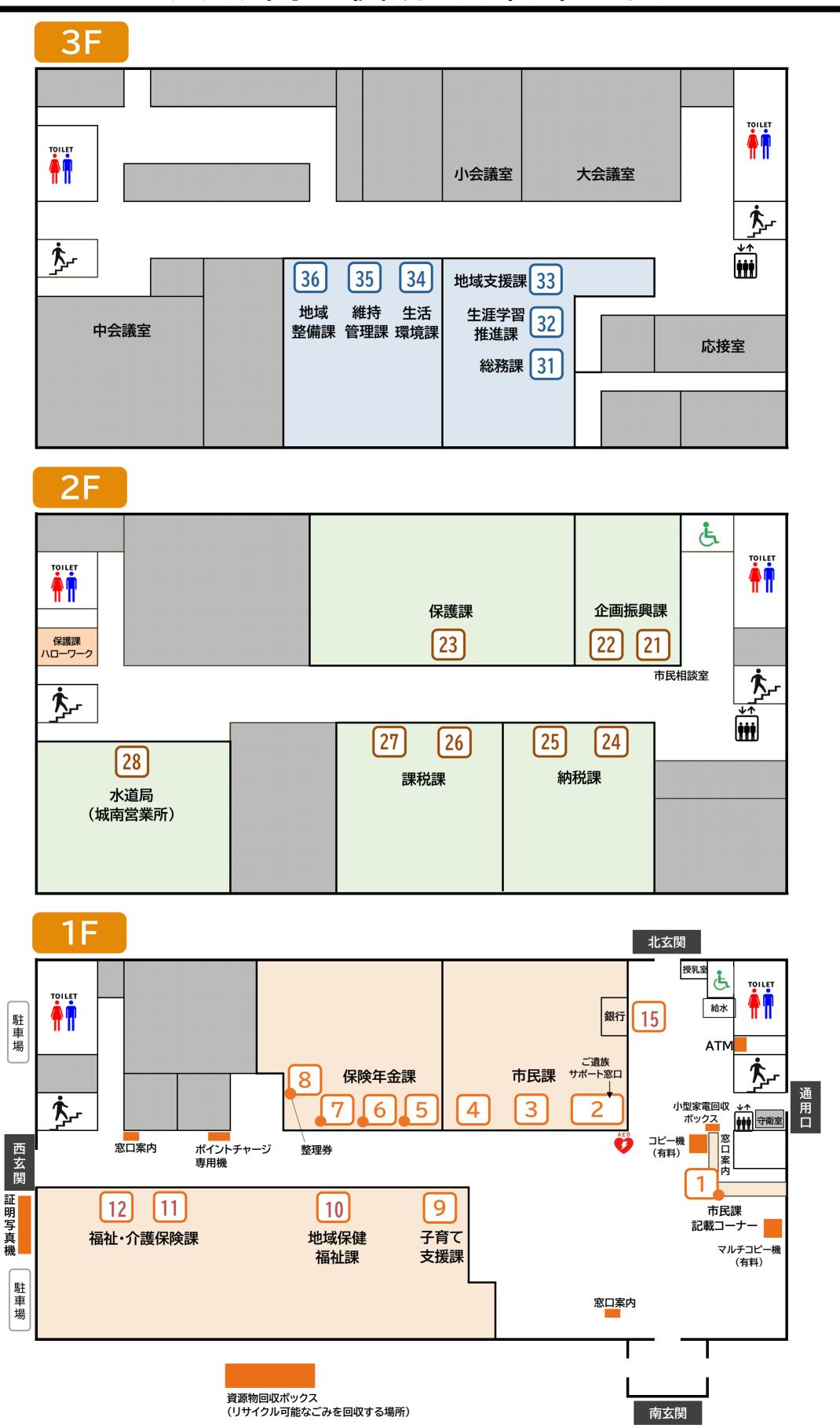


【その他参考】

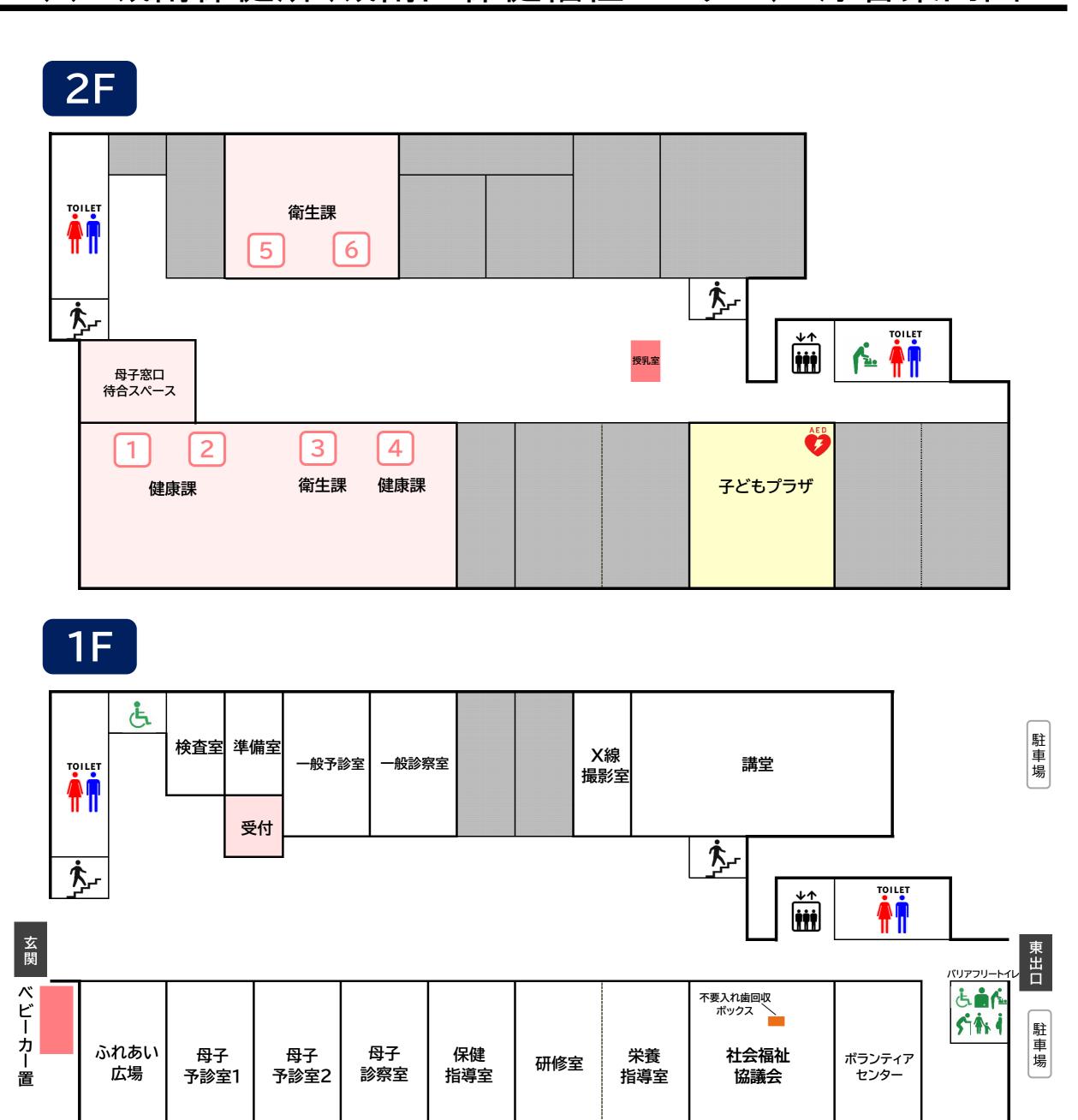
- ●委仟状の他に、代理人ご自身の本人確認資料(運転免許証・健康保険証など)が必要です。
- ●葬祭費申請やその他健康保険の手続きを委任する場合は上記の他に、委任者ご自身の本 人確認資料(運転免許証・健康保険証など)が必要です。(写し可)
- ●マイナンバーや住民票コードが記載された住民票の写しを代理人が請求する場合は、本人 の住所宛に郵送しますので、切手を貼った封筒をご用意ください。
- ●申請書は福岡市のホームページからダウンロードできます。
- ●偽り・不正に委任状を作成・行使した場合は刑罰の対象となります。

	委 任	-)		
代理人(頼まれた		- 1/X		
住 所				
氏 名				
生年月日	明·大·昭·平	年	月	日
私は、上記の者を	を代理人と定め、次の	事項を委任し	ょす。	
(委仟事項)		<u>۲٫۲</u> ۲۱)		
(故人の		,	の死亡にと	もなう
□ 世帯主	 E変更に関すること。			
□ 住民票	栗の写しの請求並びに	受領に関する	ること。	
□ 戸籍に	関する証明書の請求	並びに受領に	こ関すること。)
□(葬祭費	貴及び国民健康保険・後期高齢		売き一切)に関す	すること。
□ ()に関する	ること。
□ ()に関する	ること。
□ ()に関する	ること。
)に関する	ること。
令和	年 月 日]		
委任者(本人)				
住 所				_
氏 名		(F))(自署または記	名押印)
生年月日	明·大·昭·平	年	月	日
平日昼間に連絡	のとれる電話番号	()	_

(5)城南区役所 庁舎案内図



(6) 城南保健所(城南区保健福祉センター) 庁舎案内図



南出口

メモ

(7) 城南区役所内のお問い合わせ先

窓口	番号	主な手続き	お問合せ先	電話番号/FAX番号	
3		世帯主変更届、住民票の写し、戸籍証 明書等請求関係	市民課	TEL092-833-4017 FAX092-841-7740	
⑤		国民健康保険、葬祭費の申請、各種医 療証の返却など	保険年金課 (保険係)	TEL092-833-4123 FAX092-844-6790	
7		国民健康保険・後期高齢者医療の高額 療養費申請	保険年金課 (給付係)	TEL092-833-4121 FAX092-844-6790	
6		国民年金関係	保険年金課 (国民年金係)	TEL092-833-4125 FAX092-844-6790	
(9	児童手当、児童扶養手当、保育所など	子育て支援課	TEL092-833-4103 FAX092-822-2133	
(1	1	介護保険関係	福祉・介護保険課(介護サービス係)	TEL092-833-4105 FAX092-822-2133	
		高齢者乗車券、緊急通報システムの 返却	福祉·介護保険課 (高齢者福祉係)	TEL092-833-4170 FAX092-822-2133	
12		身体障害者手帳、療育手帳、障がい福 祉サービス、まごころ駐車場など	福祉・介護保険課 (障がい者福祉係)	TEL092-833-4102 FAX092-822-2133 (聴覚障がい者用FAX 092-822-0911)	
保健	4	精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証(精神通院医療)など	健康課 (精神保健福祉係)	TEL092-831-4209 FAX092-822-5844	
所 2階	2	特定医療費(指定難病)受給者証、被爆 者健康手帳など	健康課 (健康·感染症対策係)	TEL092-831-4261 FAX092-822-5844	
(2	6	市県民税納税通知書送付先の変更	課税課 (市民税係)	TEL092-833-4032 FAX092-841-2145	
(2	27)	固定資産税・都市計画税 納税通知書 送付先の変更	課税課 (固定資産税土地係)	TEL092-833-4036 FAX092-841-2145	
(2		相続・遺言などの相談	市民相談室	TEL092-833-4010 FAX092-844-1204	
(3	4	改葬について(遺骨を城南区内の墓地・ 納骨堂から別の墓地等へ移したい)	生活環境課 (環境衛生係)	TEL092-833-4087 FAX092-822-4095	

福岡市城南区役所

〒814-0192 福岡市城南区鳥飼6丁目1番1号

福岡市城南保健所

〒814-0103 福岡市城南区鳥飼5丁目2番25号